労働者派遣法に基づく情報公開について

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第３２条第５項の規定に基づき下記事業所における労働者派遣事業の状況を公開いたします。

１．対象期間	2022年4月1日～2023年3月31日	
２．対象事業所	①　株式会社ＯＫＩプロサーブ　本社	②　株式会社ＯＫＩプロサーブ　関東支店
３．所在地	〒108-8551 東京都港区芝浦４丁目１０番１６号 ＯＫＩ芝浦オフィス	〒370-8585 群馬県高崎市双葉町３番１号 沖電気工業株式会社　高崎地区４期棟
４．派遣労働者の数		
①派遣労働者の数（１日平均）	79（人）	42（人）
②雇用安定措置を講じた人数	22（人）	7（人）
５．労働者派遣の役務の提供を受けた者の数		
派遣先事業所の数	11（件）	8（件）
６．派遣料金に関する事項		
①労働者派遣に関する料金額の平均額 （１日８時間当たりの額）	18,874（円）	
②派遣労働者の賃金額の平均額 （１日８時間当たりの額）	13,158（円）	
③マージン率	30.3（%）	

マージン率には、派遣労働者の社会保険料、有給休暇費用、福利厚生費、教育訓練費なども含まれています。

＜参考＞スタッフ給与：69.7%、社会保険料：14.3%、福利厚生諸経費等：16.0%

７．教育訓練の実施状況

ｅ－ラーニングを中心に教育訓練を実施しております。

その他、安全に関する教育、コンプライアンス教育なども実施しております。

＜主な教育訓練の内容＞

訓練の内容	対象となる労働者	訓練の方法	実施主体	賃金支給の別	労働者の費用負担の別
入職時等基礎的訓練 当該業務における疾病・予防、コンプライアンス他	新規就労者	座学	派遣元及派遣先	会社指示の場合は支給あり それ以外は支給無し	無償
職能別訓練 WORD・EXCEL操作他	会社が指定する就労中の労働者及び希望者	e-ラーニング	派遣元		
職種転換訓練 ｷｬﾘｱﾃﾞｻﾞｲﾝ他					
階層別訓練 コミュニケーション理論他					
その他の訓練 ビジネス英会話他					

８．その他（福利厚生に関する事項）

有給休暇、社会保険加入、健康診断、無料歯科検診、常備薬斡旋、国内外の宿泊・飲食・レジャー施設の利用料割引　他

９．労働者派遣法第３０条の４第１項の労使協定に関する事項	
①労使協定を締結しているか否か	締結済
②労使協定の対象となる派遣労働者の範囲	原則として弊社と派遣労働契約を締結する全ての派遣労働者
③労使協定の有効期間の終期	2024年3月31日